

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
 - (2) 適切な保証金額の設定
 - 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない
- ② 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ&Aの主な概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応 — 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としない
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

2. 財務基盤の強化

- ・今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）の確保
- ・業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）の提出
- ・年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

「内外からのガバナンスが十分働いている場合」

経営者保証を求めない可能性の検討

「内外からのガバナンスが十分ではない場合」

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 — 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

>保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。
(注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

<残存資産検討の目安>

- 一定期間の生計費に相当する現預金:「一定期間」⇒雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考
「生計費」⇒1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- 華美でない自宅:安定した事業継続等に必要の場合⇒残存資産に含めることを検討

上記に該当しない場合

⇒当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

6. ガイドラインの普及・促進

- 「好循環実現のための経済対策」(2013年12月5日閣議決定)において、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の革新を推進するための施策として、「経営者保証に関するガイドラインの利用促進」が盛り込まれた。
- 中小企業庁は、ガイドラインの普及・促進を目的に、平成25年度補正予算(約4億円)を計上(2013年12月12日閣議決定)。
- 日本政策金融公庫は、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応。また、小規模事業者向けに、個人保証を免除する特例制度を創設(2014年2月1日から受付開始)。信用保証協会においても、民間金融機関による経営者保証に依らない融資を推進するため、経営者保証ガイドライン対応保証制度を創設(2014年2月1日から受付開始)。
- また金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施(2014年2月1日から適用)

※平成25年度補正予算事業概要(ガイドライン関連)

- 中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に、随時対応。
- ①法人と個人の明確な分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等、ガイドラインに規定されている要件を実現し、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者に対し、適切なアドバイスが可能な専門家を紹介。また、ガイドラインに基づく保証債務の整理を希望する事業者に、その整理に向けた適切なアドバイスが可能な専門家を紹介。

※制度の利用にあたってはお近くの中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関にご相談ください。

お問い合わせ先

<中小企業基盤整備機構 地域本部等>

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・北海道本部 011-210-7471 | ・近畿本部 06-6264-8611 |
| ・東北本部 022-716-1751 | ・中国本部 082-502-6555 |
| ・関東本部 03-5470-1620 | ・四国本部 087-811-1752 |
| ・中部本部 052-220-0516 | ・九州本部 092-263-0300 |
| ・北陸本部 076-223-5546 | ・沖縄事務所 098-859-7566 |

<最寄りの商工会・商工会議所>

- 商工会一覧：
<http://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/zyokensentaku.php>
商工会議所一覧：http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp

<各地の認定支援機関 >

- 認定支援機関一覧：
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

日本公庫による保証人特例制度の概要

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者の個人保証によらない融資を促進するため、日本公庫における制度の新設・拡充を行います。

国民生活事業（創業者・小規模事業者向け）

新設・拡充

これまでもマル経融資（経営改善貸付）、経営力強化資金及び新創業融資制度等により経営者保証によらない融資に取り組んでいましたが、当該制度について限度額引上げや金利引下げ等の拡充を行います。また、経営者保証を免除する制度を新設し、融資制度にかかわらず創業者・小規模事業者の経営者の個人保証によらない融資を促進します。

【新制度の概要】

○対象者：以下の要件を満たす方等

①公庫との取引が3年以上あり、直近3年間、返済の延滞がないこと、②法人と経営者個人の資産・経理の明確な分離等について認定支援機関等の外部専門家による確認を受けること、③法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能と判断できること、④中小会計を適用していること、⑤財務制限条項を含む特約を締結すること

○制度利用時の加算利率：一律0.3%の上乗せ

○加算利率の免除対象：企業再建・事業承継支援資金（事業承継関連等）による貸付（補正予算成立後）

○特約条項違反時の対応：上乗せ金利に0.3%の加算等

中小企業事業（中小企業者向け）

拡充

これまでも保証人免除制度や保証人猶予制度により経営者保証によらない融資に取り組んでいましたが、制度内容を見直し、中小企業者にとってより利用しやすい制度としました。

【制度の概要】

○対象者：財務制限条項を含む特約を締結される方

特約の内容 免除制度：次のいずれにも該当しないこと等 ①2期連続減価償却前経常赤字、②債務超過

猶予制度：業況報告、真実の情報の開示等の表明、業況悪化時の経営指導、役員報酬の総額制限等

○制度利用時の加算利率：上乗せ無し～0.4%（免除制度）、上乗せ無し～0.1%（猶予制度）

○加算利率の免除対象：企業再建・事業承継支援資金（事業承継関連等）による貸付けを受けた方、また、新企業育成貸付（一部資金を除く）を利用したことがあり一定要件を満たす方等（補正予算成立後）

○特約状況違反時の対応：上乗せ金利に0.3%加算（免除制度）、保証発生（猶予制度）

○主な見直し内容：特約条項の必須要件の削減や簡素化、特約条項違反時の対応の見直し
制度利用時の加算利率の見直し、加算利率の免除対象の拡充

小規模企業共済制度：経営者のための退職金

3つのメリット

- ① **予定利率 年1%を保証**
- ② **共済金を受け取る権利は、差し押さえ対象外として保護**
- ③ **税制上の大きなメリット**

掛金全額が所得控除。受け取る共済金は、退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い。

○掛金の全額所得控除による節税額

※モデル事例(年間所得600万円、月掛金3万円)

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)	節税額 (=a-b)
	所得税+住民税		
600万円	1,392,700円	1,283,200円	109,500円

※掛金は1,000円～70,000円/月の範囲内(500円単位)で自由を選択
 ※最大84万円/年の所得控除が可能

○個人事業主の親族などの共同経営者や 小規模企業の会社役員も加入可！

【加入できる主な経営者など】	【加入できない方の事例】
常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員	共同経営者でない配偶者などの事業専従者
個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者 (個人事業主1人につき2人まで)	直接営利を目的としない法人の役員など
	給与所得者(会社員)が、副業的にアパート・マンションなどを経営している場合

○受けとる共済金の税制上のメリット

※共済金は退職所得扱いなので、一時所得扱いに比べて納税額が少額
 (例えば、納付年数30年の場合、一時所得扱いだと約136万円納税することが必要)

モデル事例(月掛金3万円)			(円)
掛金納付年数	掛金総額	共済金	納税額
5年	1,800,000	1,864,200	0
10年	3,600,000	3,871,800	0
15年	5,400,000	6,033,000	1,816
20年	7,200,000	8,359,200	26,137
30年	10,800,000	13,044,000	0

問い合わせ先(中小機構 共済相談室)

- 電話番号:050-5541-7171
- 受付時間:平日(9:00~19:00)
:土曜:(10:00~15:00)

